



平成23年3月17日
厚生労働省災害対策本部事務局
榎本、中村、堀内、林田
(代表) 03-5253-1111 内線2085
(直通) 03-3565-3516

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について(第19報)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について、平成23年3月17日16時30分時点の状況は別添のとおりです。

- [平成23年\(2011年\)東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について\(第19報\)](#) (PDF:KB)
- [別添](#) (PDF:KB)

- ・被災地の患者に対する医薬品の供給を優先するため、被災地以外における長期処方
の自粛、分割調剤の考慮を保険医療機関及び保険薬局に依頼（3月17日保険局医療課）
- ・被災した介護サービス利用者等のうち利用料等の支払いが困難な者については、支
払いを猶予することができることについて都道府県に連絡（3月17日 老健局介護保
険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）
- ・被災した介護保険制度被保険者が他市町村に転入した際の資格認定の弾力的対応につ
いて、都道府県に連絡（3月17日 老健局介護保険計画課）
- ・震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、当面、
特に被害の大きかった青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に
所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和（事業活動縮小の確認期間を3
か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にする
こと、計画届の事後提出を可能にすること）を実施。
あわせて、雇用調整助成金の活用事例について事業主に周知（3月17日 職業安
定局雇用開発課）
- ・各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い（支給申請が可能に
なった後、一定期間内に支給申請等を行えば期限までに支給申請等があったものとし
て取り扱う）を事業主の方へお知らせするよう都道府県労働局に指示（3月17日
職業安定局雇用開発課）
- ・海外企業から在日の日本法人に向けてヨウ素製剤（ヨウ化カリウム）を送付する際の
輸入手続きについて、各地方厚生局及び財務省関税局業務課に連絡（3月17日 医
薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・被災地域及びその周辺地域の独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発
施設について、地方公共団体等からの要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として
提供すること等を独立行政法人雇用・能力開発機構に依頼するとともに、その旨を関
係県に通知（3月17日 職業能力開発局総務課）
- ・訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の
受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できない
ものとして、訓練・生活支援給付の支給を行うことができるよう中央職業能力開発協
会に通知（3月17日 職業能力開発局能力開発課）
- ・福島第一原子力発電所事故により、周辺環境から放射能が検出されていることから、
原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、
これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供
されることのないよう、都道府県、関係機関等に通知（3月17日 食品安全部）
- ・被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況である
ため、都道府県及び全国都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会宛てに、被災地の
がん患者の受け入れ可否等についての情報把握等について依頼（3月17日 健康局